クレジットカードの取引に関する実態調査の事後検証について

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

世界が進むチカラになる。

MUFG

調査趣旨等

調査趣旨

- 公正取引委員会は、平成31年3月及び令和4年4月に「クレジットカードの取引に関する実態調査報告書」（以下、令和4年4月公表の調査を「前回調査」という。）を公表し、前回調査後、国際ブランドは、インターチェンジフィーの標準料率を公開するなどしている。
- 今般、前回調査における競争環境への影響のモニタリング調査を実施し、①クレジットカード加盟店手数料の業種別調査で最も高い結果となった「飲食業」を中心とする加盟店の取引等の実態把握、②前回調査での提言を踏まえた現在の取引状況の実態把握を行った。

調査期間・対象・方法

- **期間**：令和6年12月～令和7年3月

対象	書面調査	聴取調査
クレジットカード会社等※1	344者（回収率52.9%）	10者
販売店※2	15,326者（回収率12.8%）	9者
消費者※3	4,200名	ー
加盟店団体	ー	1者

※1　割賦販売法上の「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」、「登録包括信用購入あつせん業者」のいずれかに該当する企業344者に対し、Webアンケートシステムへの回答と一部書面への回答を依頼する方法にて実施した（回答者数182者）

※2　次の①から⑤の条件で抽出した15,504者のうち、依頼文書が不達となった178者を除く15,326者に対し、Webアンケートシステムへの回答を依頼する方法にて実施した（回答者数1,958者）
①(a)飲食店5,000者、(b)百貨店、総合スーパーマーケット309者、(c)その他小売業1,691者、(d)旅館・ホテル2,000者、(e)旅行業1,000者を従業員規模別に無作為抽出（計10,000者）
②(a)百貨店、総合スーパーマーケット100者、(b)その他の小売店700者、(c)飲食店400者、(d)旅館・ホテル400者、(e)その他400者を無作為抽出（計2,000者）
③大企業から無作為抽出（計500者）
④都道府県別に均等無作為抽出（計1,504者）
⑤都道府県別に事業者数比率を基にした無作為抽出（計1,500者）

※3　7,192名を対象とするWebアンケートによる事前調査により、クレジットカードを保有している消費者を抽出後、クレジットカード保有者4,200名に対し、Webアンケートにて回答を得た。

クレジットカード市場の概要

本調査での国際ブランドの分類

カテゴリーⅠ	自らはカード発行や加盟店管理を行わない国際ブランド ➡ VISA、Mastercard、Union Pay（銀聯）
カテゴリーⅡ	自らもカード発行や加盟店管理を行う国際ブランド ➡ JCB、American Express、Diners Club International

本調査でのクレジットカード取引の分類

国際取引		国外で発行されたカードが国内で使用される取引（インバウンド取引）及び 国内で発行されたカードが国外で使用される取引（アウトバンド取引）
国内取引		国内で発行されたカードが国内で使用される取引
	オンアス取引	イシュア（カード会員と会員契約を締結するクレジットカード会社）と アクワイアラ（加盟店と加盟店契約を締結するクレジットカード会社）が 同一である取引
	オフアス取引	イシュアとアクワイアラが異なる取引

クレジットカード市場の概要

インターチェンジフィー

イシュア手数料とは

- オフアス取引が発生した場合に、**アクワイアラからイシュアへ支払われる手数料**。

インターチェンジフィーとは

- イシュア手数料のうち、**カテゴリーⅠ**のオフアス取引（主に大手クレジットカード会社間のオフアス取引）で発生する手数料。

インターチェンジフィーの標準料率とは

- イシュアとアクワイアラが個別にインターチェンジフィーの料率を設定していない場合に適用される**デフォルトの料率。**
- カテゴリーⅠの各国際ブランドが独自に設定しており、カードの種類、加盟店の業種、取引の種類等によって異なる。

クレジットカード会社（イシュアとアクワイアラ）間で適用されるインターチェンジフィーの料率の平均値（n=152: クレジットカード会社）

区分		インターチェンジフィー料率
百貨店・総合スーパー		1.76%
百貨店・総合スーパー以外の小売店	織物・衣服・身の回り品小売業	2.28%
	機械器具小売業	2.28%
	その他小売業	2.28%
	通信販売・訪問販売小売業	2.28%
飲食店		2.32%
旅館・ホテル		2.26%
旅行業	旅行業代理店等	0.90%
医療業		1.00%

（注） 各クレジットカード会社の料率の算術平均により算出した国際ブランドごとの平均料率を各国際ブランドの取扱高により加重平均して算出

加盟店手数料

加盟店手数料とは

- 加盟店でクレジットカード決済が発生した場合に、**加盟店からアクワイアラに支払われる手数料**。
- アクワイアラは、イシュア手数料のほか、加盟店の取扱高、他のアクワイアラが提示する手数料、同一産業区分の他の加盟店に適用する手数料、イシュアに支払うインターチェンジフィー等を考慮して加盟店手数料を設定。
- アクワイアラにとってインターチェンジフィーはイシュアに支払う費用であるため、インターチェンジフィーが高い業種に関しては、他の業種と比べて、アクワイアラが加盟店に課す加盟店手数料も高く設定される関係にある。

加盟店に適用されている加盟店手数料率の分布（n=1,184: 加盟店）

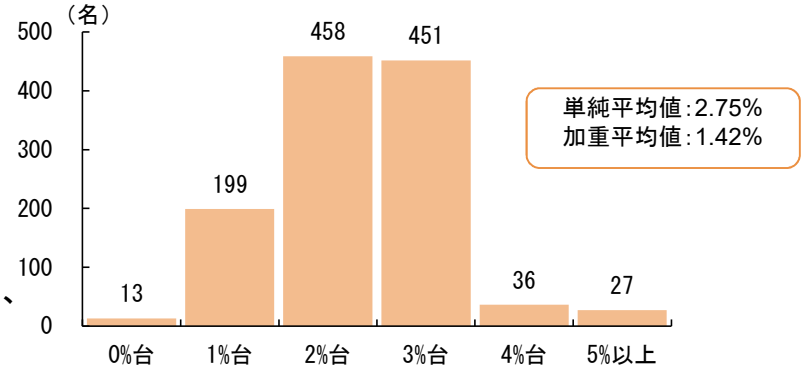

（注） 各加盟店のクレジットカード決済推定額により加重平均値を算出

インターチェンジフィーの標準料率の公開と加盟店管理市場の競争促進

インターチェンジフィーの標準料率の公開

- 公正取引委員会は、前回調査報告書において「クレジットカードや他の決済方法の加盟店管理市場において、加盟店・アクワイアラ間の加盟店手数料の交渉や、アクワイアラ間の競争を促進する観点から、標準料率を定めている国際ブランドにあっては、我が国においても、標準料率を公開することが適当である」という競争政策上の考え方を示した。
- その後、令和4年11月にカテゴリーⅠの国際ブランドから標準料率が公表されている。

標準料率公開後の変化（クレジットカード会社）

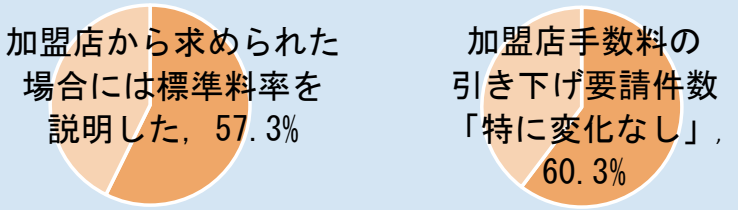

（ヒアリング結果（一例））

- 標準料率が公表後、加盟店からの問い合わせ、加盟店手数料率の引き下げの要請の状況に変化はない。
- 標準料率の公表により、加盟店からの加盟店手数料率の引き下げ交渉が活発化するなどの影響はなかった。

標準料率の公開と加盟店手数料の交渉（加盟店）

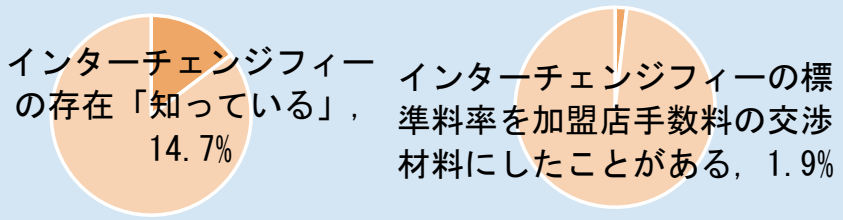

（ヒアリング結果（一例））

- インターチェンジフィーの標準料率が公開されたことが周知されておらず、ほとんどの加盟店は知らない。
- 加盟店手数料の交渉時に、これ以上、手数料率を下げられない理由として、インターチェンジフィーの存在と料率を教えてもらった。

➡インターチェンジフィーを知らない加盟店が多く、標準料率の公表による加盟店・アクワイアラ間の加盟店手数料の交渉が活発化する状況にはない。

飲食店を中心とした加盟店手数料

飲食店の加盟店手数料

- **飲食店の加盟店手数料率は、カテゴリーⅠで3.13%、カテゴリーⅡで3.27%。**
  前回調査の加盟店手数料（カテゴリーⅠで3.29%、カテゴリーⅡで3.65%）から低下した。
- クレジットカード会社によれば、**飲食店の加盟店手数料の設定時に考慮する要素は、他の業種について考慮する要素と異ならない。**

加盟店契約を締結する場合の業種別の標準的な加盟店手数料率（n=158: クレジットカード会社）

区分		加盟店手数料	
		カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ
百貨店・総合スーパー		2.17%	2.00%
百貨店・総合スーパー以外の小売店	織物・衣服・身の回り品小売業	3.08%	3.33%
	機械器具小売業	3.05%	3.33%
	その他小売店	2.95%	3.00%
	通信販売・訪問販売小売業	2.99%	3.08%
飲食店		3.13%	3.27%
旅館・ホテル		2.98%	3.15%
旅行業	旅行代理店等	2.10%	2.18%
医療業		1.84%	1.95%
合計		2.63%	2.81%

（注）　各クレジットカード会社の加盟店手数料の算術平均により算出した国際ブランドごとの平均加盟店手数料を、国際ブランドの取扱高により加重平均して算出

クレジットカード会社の意見

- クレジットカードの取扱高、国際ブランドの定めるインターチェンジフィー等の手数料をもとに収益シミュレーションを行った上で、他のアクワイアラとの競争上、他のアクワイアラが加盟店に提示する加盟店手数料を加味して設定をしており、他の業種と同様の考え方に基づいて設定している。
- 他の業種と比べ、飲食店には規模の小さい加盟店が多いことが影響し、結果的に飲食店の加盟店手数料が高くなっているのではないか。

契約締結時の加盟店手数料の交渉

加盟店締結時の加盟店手数料の交渉状況

契約締結時の料率交渉、入札・見積り合わせの有無
（推定クレジットカード決済額10億円以下の加盟店）

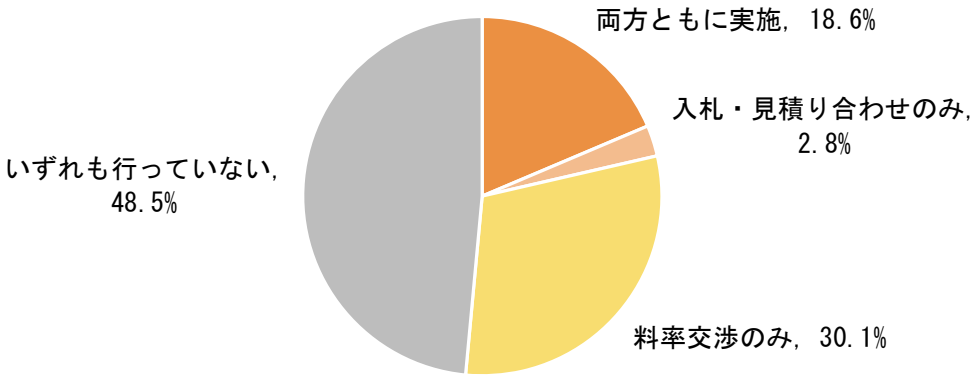

料率交渉、入札・見積り合わせの実施状況と加盟店手数料率の関係

		加盟店手数料の交渉	
		有り	無し
入札・見積り合わせ	有り	2.72%	2.83%
	無し	2.80%	3.03%

（注） 売上高及びクレジットカード決済比率から推定したクレジットカード決済額が10億円以下の加盟店を対象に、4つの主要国際ブランドの加盟店手数料率から算出。

➡クレジットカード決済額が小さい加盟店において、加盟店契約締結先の選定時に、

①加盟店手数料の交渉

②入札・見積り合わせ

を実施した加盟店は、実施していない加盟店より、加盟店手数料率が低い。

加盟店手数料の改定交渉

加盟店手数料の改定交渉

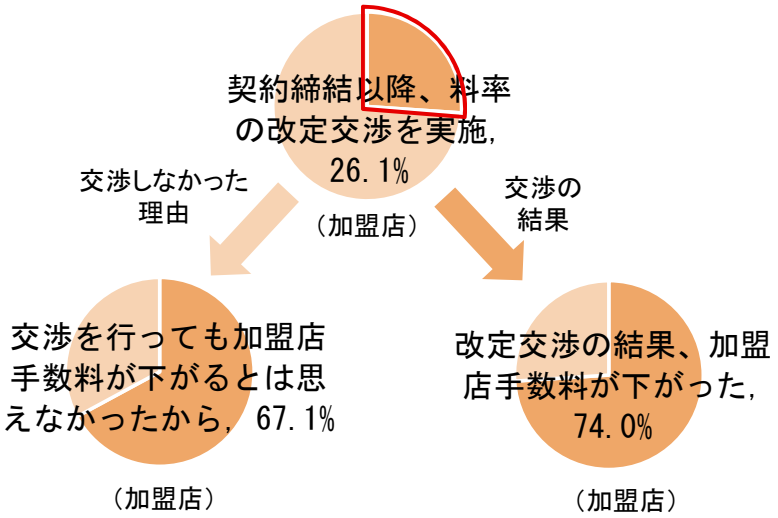

年間売上高と加盟店手数料の改定交渉経験

年間売上高	契約締結以降、加盟店手数料の改定交渉した経験を有する加盟店の割合
1千万円未満	8.0%
1千万円以上1億円未満	9.0%
1億円以上10億円未満	21.3%
10億円以上100億円未満	34.2%
100億円以上	58.5%

加盟店手数料の改定交渉経験と加盟店手数料率

	平均加盟店手数料率
改定交渉を実施したことがある	2.54%
改定交渉を実施したことがない	2.83%

➡契約締結以降に加盟店手数料の改定交渉を行った加盟店では、改定交渉を行っていない加盟店と比べて手数料率が低いが、改定交渉を行っていない加盟店が多数を占めている。

今後の競争促進に向けた取組の必要性

■ 加盟店においてインターチェンジフィーの標準料率が既に公表されていることを認知し、**手数料率の交渉に着手してもらえるよう**、公正取引委員会は、

- **インターチェンジフィーの標準料率が公開されており、加盟店手数料の改定交渉の材料となりうること**
- **加盟店契約以降に、手数料の改定交渉を行った加盟店の手数料率が、行わなかった加盟店と比べて、低いこと**
- **加盟店契約時に、入札・見積り合わせと加盟店手数料の交渉の両方を行った加盟店の手数料率が、行わなかった加盟店と比べて、低いこと**

について、**飲食店を中心とした加盟店に周知する必要がある**と思われる。